

議案第20号

守谷市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

守谷市後期高齢者医療に関する条例（平成20年守谷市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「同号」を「法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附則第2条を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月1日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

平成 年 月 日 原案 決

議 案	頁 数
20号	1

提案理由（議案第20号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定が新設されることから、守谷市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものです。

改正の主な内容は、国民健康保険の被保険者であって、国民健康保険法の規定により、住所地特例の適用を受けて従前の住所地の被保険者とされている者が、年齢到達等で後期高齢者医療に加入する場合には、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となるものです。

よろしくご審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
20号	2

守谷市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) 市に住所を有する被保険者</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(法第55条第1項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際、市に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、市に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った法第55条第</p>	<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) 市に住所を有する被保険者</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項_____の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(同項_____に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項_____に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際、市に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号_____の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、市に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号_____の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号_____</p>

2項第2号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際市に住所を有していた被保険者

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附 則

(削除)

規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院の際、市に住所を有していた被保険者

(新設)

附 則

(平成20年度における被保険者であった被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例)

第2条 平成20年度における被扶養者であった被保険者（法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。）に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

第1期	10月1日から同月31日まで
第2期	11月1日から同月30日まで
第3期	12月1日から同月25日まで
第4期	1月1日から同月31日まで
第5期	2月1日から同月28日まで

(2) 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の

納期について第4条第2項の規定を適用する場合には、同項中「市長が別に定める」とあるのは、「10月1日以降における市長が別に定める時期とする」とする。

議案	頁数
20号	5